

「国営土地改良事業に係る負担金の算定及び徴収等に関する事務処理要領」の運用について

	昭和62年3月23日	62構改A第296号
	平成元年7月7日	元構改A第1322号
	平成2年11月21日	2構改A第973号
	平成9年12月1日	9構改A第324号
	平成11年4月1日	11構改A第256号
	平成11年9月29日	11構改A第831号
	平成12年7月25日	12構改A第588号
	平成12年9月26日	12構改A第730号
	平成13年3月19日	12農振第1098号
	平成20年4月1日	19農振第1840号
	平成22年4月1日	21農振第2483号
	平成22年11月26日	22農振第1615号
	平成23年3月31日	22農振第2213号
	平成24年4月6日	23農振第2655号
最終改正	令和3年1月7日	2農振第2497号

農村振興局長から各地方農政局長、
北海道開発局長、沖縄総合事務局長

国営土地改良事業に係る負担金の算定及び徴収等に関する事務処理については、「国営土地改良事業に係る負担金の算定及び徴収等に関する事務処理要領（昭和61年4月1日付け61構改A第1720号農林水産事務次官依命通達。以下「事務処理要領」という。）」に定めるもののほか、下記によることとしたので、適切な運用を行われたい。

記

1 事務処理要領第3の農村振興局長が定める算定方式は、次によるものとする。

(1) 算定式

資 産 名 / 区 分	事務処理要領第3の(1)から(3)までに定める転用の場合の「評価額」	
1 土 地	P	
2 土地以外の 国有財産	(耐用年数経過前) P - D	(耐用年数経過後) P - D
3 物 品	(耐用年数経過前) $P \times \frac{(n - m)}{n}$	(耐用年数経過後) P - (P - 1)
4 建物を移築 する場合	M - (解体費 + 運搬費) (M = P × S)	

(注) P は、帳簿価格（台帳価格を改定した物品にあつては改定前の取得価格、土地にあつては取得価格に改定時の時価の倍率を乗じて得た額、土地以外の国有財産にあつては台帳価格）

D は、国有財産法施行令（昭和23年政令第246号）第23条の規定による台帳価格の改定に関する評価額の算定方法に準じて計算される取得時又は前改定時から転用時までに対応する減価償却累計額

S は、素材価格比率

M は、素材価格

m は、転用時までの経過年数

n は、耐用年数

(2) (1) の算定式中の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」によるものとする。

(3) 事務処理要領第3の(1)から(3)までに定める一時転用する場合における使用料相当額については、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について（昭和33年1月7日付け蔵管第1号大蔵省管財局長通知）」に基づき算定するものとする。

(4) 平成19年3月31日以前に取得した物品の転用に関する事務処理要領第3の(1)から(3)までの規定の適用については、(1)の算定式にかかわらず、従前の算定式によるものとする。ただし、耐用年数を経過した場合は、その翌年度以降5年間に於いて次の算定式により計算した金額を各年度の償却限度額として備忘価格1円まで均等償却を行うものとし、帳簿価格から減価償却累計額を減じて得た額を評価額とする。

$$\text{償却限度額} = (\text{帳簿価格} - \text{帳簿価格} \times 90\% - 1) \times \text{償却を行う年度の月数} / 60$$

2 事務処理要領第3の(1)から(3)までに掲げる場合の資産の転用に係る手続については、次によるものとする。

- (1) 国営土地改良事業間の振替及び国営土地改良事業以外への振替
- ア 国営土地改良事業に係る事務所長及び事業所長（以下「事業所長等」という。）は、他の国営土地改良事業の用に供するため又は国営土地改良事業以外の用に供するため、無償で資産の転用をしたときは、その都度、負担対象事業費振替調整内申書（別紙様式第1号）を作成して地方農政局長に提出するものとする。
- イ 地方農政局長は、前項の規定による負担対象事業費振替調整内申書の提出があったときは、当該負担対象事業費振替調整内申書に基づき振替調整額整理決議書（別紙様式第2号）により振替調整の手続を行うものとする。
- ウ 前項の規定により振替調整の手続を行ったとき（国営土地改良事業以外の用に供するための資産の転用に係る場合を除く。）は、地方農政局長は、振替調整伝票（別紙様式第3号）により関係事業所長等（当該振替調整が他の地方農政局長に係る場合にあっては、当該他の地方農政局長。）へ通知するものとする。
- エ 前項の規定により他の地方農政局長から通知を受けた地方農政局長は、その振替調整伝票の写しをその所管に係る関係事業所長等に送付するものとする。
- (2) 国営土地改良事業以外からの振替
- 地方農政局長は、国営土地改良事業の用に供するため、国営土地改良事業以外から資産の転用を受けたときは、(1)の規定に準じ振替調整額整理決議書により振替調整の手続を行うとともに振替調整伝票により関係事業所長へ通知するものとする。
- (3) 返還条件付きで一時転用する場合にあっては、(1)及び(2)の手続を準用するものとする。

3 事務処理要領第3の(5)のその他農村振興局長が別に定める場合は(1)に掲げる場合とし、(2)に定めるところにより負担対象事業費を算定するものとする。

- (1) ア 国営土地改良事業に係る埋蔵文化財の発掘調査費用のうち、その一部を文化財保護担当部局が負担した場合。
- イ 国営土地改良事業に係る電気工作物の移設等の費用のうち、その一部を電力会社が負担した場合。
- ウ 国営土地改良事業に係る公衆電気通信業務用に供する路線の移転費用のうち、その一部を日本電信電話株式会社が負担した場合。
- (2) 支出決算額にそれぞれ文化財保護担当部局、電力会社及び日本電信電話株式会社が負担した額を加算して負担対象事業費を算定し、都道府県自らが負担する負担金の額の算定に用いるものとする。
- この場合において、負担金の額の算定に当たっては埋蔵文化財の発掘調査費用等調書（別紙様式第4号）を作成するものとする。

- 4 事務処理要領第5の事業施行年度に一括して国に支払う場合の同要領第5の(1)の別途地方農政局長と都道府県知事が定める納入計画等は、次によるものとする。
- (1) 地方農政局長は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第85条第8項の規定により関係都道府県知事から事業施行申請が進達された場合又は土地改良法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第107号。以下「改正令」という。)附則第2条の規定により、なおその効力を有するものとされた改正令による改正前の土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第52条の2第1項第3号の規定により都道府県の申出があった場合は直ちに都道府県知事と負担金の支払に関する協定を締結するものとする。
- (2) 負担金の支払に関する協定書は、別紙様式第5号の例によるものとする。
- 5 事務処理要領第5の事業施行年度に一括して国に支払う(財政法(昭和22年法律第34号)附則第1条の2第1項に該当する経費又は平成22年度特別会計補正予算(特第1号)に計上された経費に限る。)場合の同要領第5の(1)の別途地方農政局長と都道府県知事が定める納入計画等は、次によるものとする。
- (1) 地方農政局長は、速やかに都道府県知事と負担金の支払に関する協定を締結するものとする。
- (2) 負担金の支払に関する協定書は、別紙様式第6号の例によるものとする。
- 6 事務処理要領第8に掲げる、一般型国営土地改良事業に係る負担金のうち都道府県が自ら負担しないものについて、その全部又は一部につき一時支払(以下「繰上償還」という。)の申出があった場合の取扱いについては、次によるものとする。
- (1) 繰上償還の申出による支払期日は、おおむね次によらるべき。
- ア 事業完了年度の翌年度に繰上償還を行う場合
9月30日又は3月31日
- イ 事業完了年度の翌々年度以降に繰上償還を行う場合
5月31日、9月30日、11月30日又は3月31日
- (2) (1)のアにかかわらず、事業完了年度の翌年度の4月1日を支払期日として、事業完了年度の前年度までの負担対象事業費を基礎として算定された負担金の額(以下「予納額」という。)により繰上償還を行うことができるものとする。
- (3) (2)の予納額と事務処理要領第8の(1)により決定された負担金の額との差額については、地方農政局長の定める日を支払期日として繰上償還を行うことができるものとする。
- (4) 繰上償還の申出書(別紙様式第9号)の提出時期は、支払期日の45日以前とする。
- 7 事務処理要領第8の国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額の算定に当たっては、国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額の算定調書(別紙様式第10号)を作成するものとする。

8 事務処理要領第9の報告は、以下に掲げる報告書類等の提出により行うものとする。

負 担 金 の 区 分	報 告 書 類 等
1. 事務処理要領第5に定める負担金	納入計画等、負担金の支払に関する協定書 (別紙様式第5号・6号)、負担金(変更) 調書(事務処理要領別紙様式第2号)
2. 事務処理要領第6に定める負担金	事業費精算書
3. 事務処理要領第7に定める負担金	国営土地改良事業年度負担金支払表 (事務処理要領別紙様式第3号)
4. 事務処理要領第8に定める負担金	負担金算定基礎調書(別紙様式第7号) 工種別負担金算定基礎調書 (別紙様式第8号) 国営土地改良事業年度負担金支払表 (事務処理要領別紙様式第3-2号) 国が納める義務がある消費税及び地方消費 税に相当する額の算定調書 (別紙様式第10号)

年 月 日

地方農政局長 殿

事業所長 等

負担対象事業費振替調整内申書

下記のとおり振替調整方お取り計らい願いたい。

記

1. 転用番号及び転用年月日 号 年 月 日

2. 振替調整額 円

3. 内 訳

資産の 区分	品 目	数量	単位	振 替 調 整 額		振替調整原因
				単 価	金 額	
				円	円	
振替元				振替先		

注1. 振替調整額の算出基礎を添付すること。

2. 振替調整額欄には、振替元を基準にして増又は△減を表示すること。

別紙様式第2号

振替調整額整理決議書		年 度					
		整理番号					
振替調整整理をしてよい。 振替調整通知をしてよい。 年 月 日 局 長		総務部長 又は総務 管理官		会計課長 係 等			
		主務部長		主務課長		係 等	
振 替 整理額	円		転用年月日	年 月 日			
資産の 区 分	品 目	数 量	単 位	振 替 調 整 額		振替調整原因	
				単 価	金 額		
				円	円		
適 用							
振替元			振替先				
振替調整整理済	年 月 日		担当課 ・係、 担当者 名				

- 注1. 適用欄には、振替調整額の算出基礎を記入すること。
 2. 振替調整額欄には、振替元を基準にして増又は△減を表示すること。
 3. 本決議は電子決裁により行うこととする。ただし、緊急等やむを得ない場合は紙決裁とし、決裁欄に決裁者名を記名することとする。

振替調整伝票

年度		整理番号	
----	--	------	--

年 月 日

事業所長等殿
(地方農政局長)

地方農政局長等

下記のとおり振替調整したから通知する。

記

振替調整額	円			転用年月日	年 月 日	
資産の区分	品目	数量	単位	振替調整額		振替調整原因
				単価	金額	
				円	円	
適用						
振替元				振替先		

別紙様式第4号

埋 蔵 文 化 財 の 発 掘 調 査 費 用 等 調 書						
工 事 別 名						
工 事 名						
契 約 相 手 方						
事 業 費		円				
国 の 支 出 額		円	支 出 済 年 月 日		年 月 日	
契 約 相 手 方 負 担 額		円				
負 担 区 分		国	%	都 道 府 県	%	地 元
備 考						

注1. 必要により証拠書類等を添付すること。

2. 調書名は適宜変更してよい。

別紙様式第5号

国営〇〇事業〇〇地区に係る負担金の支払に関する協定書（例）

〇〇局長（以下「甲」という。）と〇〇県知事（以下「乙」という。）とは、国営〇〇事業〇〇地区に要する費用の負担金の支払について、次のとおり協定を締結する。

第1条 乙の負担金の支払方法は、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第52条の2第1項第3号の規定により当該国営土地改良事業が施行される各年度に支払う方法とする。

第2条 乙は前条の支払について、別途〇〇局の歳入徴収官が発行する納入告知書により、3月末日までに納入するものとする。

第3条 前条の乙の支払額は、各年度毎に当該年度の支出決算見込額に基づき算出するものとする。

第4条 各年度の支出決算額が支出決算見込額と異なることとなった場合は、当該年度の翌年度（以下「翌年度」という。）に精算するものとする。

2 前項の精算は、乙の過払分（甲の精算還付金）については、翌年度の乙の支払分に充当するものとし、乙の支払不足分（甲の追徴金）については、翌年度の乙の支払に加えて納入するものとする。

3 前項の規定にかかわらず事業完了年度の精算は、乙の過払分については、翌々年度に甲の精算還付金として還付し、乙の支払不足分については、翌年度に甲の追徴金として納入するものとする。

第5条 本協定は、〇〇年度の事業費から適用するものとし、全体実施設計等に要した費用に係る乙の負担金額については、〇〇年度の支払に加えて納入するものとする。

第6条 本協定において定められた事項につき疑義が生じたとき、又は、本協定を変更する必要があるときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲 〇〇局長 〇〇〇〇

乙 〇〇県知事 〇〇〇〇

（注）押印は省略するが、証拠性を高めるため、甲、乙協議の上、必要があれば押印することを妨げない。

別紙様式第6号

国営〇〇事業〇〇地区における〇〇に係る負担金の支払に関する協定書（例）

〇〇局長（以下「甲」という。）と〇〇県知事（以下「乙」という。）とは、国営〇〇事業〇〇地区における〇〇に係る事業費の負担金の支払について、次のとおり協定を締結する。

第1条 乙の負担金の支払方法は、土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第107号。以下「改正令」という。）附則第2条の規定により、なおその効力を有するものとされた改正令による改正前の土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第52条の2第1項第3号の規定により当該国営土地改良事業が施行される〇〇年度に支払う方法とする。

第2条 乙は前条の支払について、別途〇〇局の歳入徴収官が発行する納入告知書により3月末日までに納入するものとする。

第3条 前条の乙の支払額は、〇〇に係る事業費予算の支出決算見込額により算出するものとする。

第4条 支出決算額が支出決算見込額と異なることとなった場合は、乙の過払分については、翌々年度に甲の精算還付金として還付し、乙の支払不足分については、翌年度に甲の追徴金として納入するものとする。

第5条 本協定は、〇〇年度〇〇に係る事業費に限り適用するものとする。

第6条 本協定において定められた事項につき疑義が生じたとき、又は、本協定を変更する必要があるときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲 〇〇局 長 〇〇〇〇

乙 〇〇県知事 〇〇〇〇

（注）押印は省略するが、証拠性を高めるため、甲、乙協議の上、必要があれば押印することを妨げない。

負担金算定調書

区 分	会 計 別								
	事業実施方式別								
	年 度								
事業費支出決算額		A							
調 整 額	収 入 額	B							
	振替増△減額	C							
	特定受益者負担金	D							
	そ の 他	E							
負担対象事業費 A - (B ± C + D ± E) =		F							
負 担 率	負 担 率	G							
	後進地域特例法による 国費引上げ率	H							
	引上げ後負担率 1 - (1 - G) × H =	I							
	1 / 6 カット額	J							
F × I + J =		K							
建 設 利 息		L							
負担金既決定額		M							
事務処理要領第3の(5)		N							
今回負担金決定額 (K + L) - (M + N) =		O							
備 考		負担割合 負担割合 (建設利息)		国	県	地元	条例制定年月日		

- (注)
1. 会計名は一般会計又は特別会計の別を記入すること。
 2. 事業実施方式別は全体実施設計、応急対策又は一般型の別を記入し、それぞれの小計を記入すること。
 3. 事業費支出決算額は事務処理要領第3の本文の支出決算額である。
 4. 収入額は事務処理要領第3の(4)の額である。
 5. 振替増△減額は事務処理要領第3の(1)から(3)まで及び(5)の額である。
 6. 特定受益者負担金は土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第68条の4の7に規定する者に係る負担金である。
 7. 事業完了後に当該事業について収入又は支出があるときは、速やかに調査して、最終年度に（ ）書で内数として加算し計上すること。
 8. 当該事業の最終年度において、未処分の資産がある場合は、速やかに資産の価額を評価して、最終年度の収入額に（ ）書で内数として加算し計上すること。
 9. 負担率（G欄）は土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）に定める負担率である。
 10. 引上げ後負担率（I欄）は後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号）の適用を受ける事業について適用される年度ごとに計算する。又、総合事業については計算内訳を添付すること。
 11. 1／6カット額は特定地域に係る国の嵩上げ負担の縮減措置に係る額である。
 12. K欄は円位以下第3位まで算出し、合計で円未満を切り捨てること。

工種別負担金算定調書

区 分	会 計 別												
	事業実施方式別												
	年 度												合 計
	建 設 利 息												
	計 (今回負担金決定額)												
	備 考												

(注)

- 1 会計名は、一般会計又は特別会計の別を記入する。
- 2 事業実施方式は全体実施設計、応急対策又は一般型の別を記入しそれぞれの小計を記入する。
- 3 区分は、今回完了する工種区分を記入する。
- 4 建設利息は完了する工種をまとめて合計欄で計上する。
- 5 年度別工種別負担金算定調書及び建設利息の内訳を添付する。

年度別工種別負担金算定調書 (年度) (その 1)
 (会計名 : 会計) (事業実施方式 :)

区分	専 用 経 費 の 算 定							共 通 経 費 等 の 配 分				工種別負担対象事業費 M=G+I±J-K±L	
	当該年度の 支出決算額 A	前年度から の繰越額 B	翌年度への 繰越額 C	差引支出 決算額 D=A-B+C	配分可能な共通経費等		専 用 経 費 G=D+E+F	左の 構成比 H	共通経費 I	振替 増減額 J	収入額 K		その他 L
					測量設計 費等 E	文化財・ 電柱等 F							
	円	円	円	円	円	円	円	%	円	円	円	円	円

(注)

- 1 会計名は、一般会計又は特別会計の別を記入する。
- 2 事業実施方式は全体実施設計、応急対策又は一般型の別を記入する。
- 3 区分欄は工事費、共通経費、振替増△減額、文化財・電柱等、収入額及びその他の区分とし、更に工事費を原則として国営土地改良事業計画書における主要工事計画に掲げる事業の工種区分に、共通経費を工事費以外の目の細分等の区分とする。
- 4 文化財・電柱等は事務処理要領第3の(5)の額である。
- 5 振替増△減額は、事務処理要領第3の(1)から(3)まで及び(5)の額、また、収入額は事務処理要領第3の(4)の額である。
- 6 共通経費及び文化財・電柱等の(D欄)の額のうち工事費の各工種の専用経費として配分可能な額を(E欄)及び(F欄)の各工種に配分する。
- 7 共通経費等の配分(I欄)は、共通経費に係る(D欄)の額から工種別専用経費(E欄)の額を差し引いたものの合計額に(H欄)の構成比率を乗じて得た額を記入する。
- 8 共通経費等の配分(J、K及びL欄)は、振替増△減額、収入額及びその他の(D欄)の額に(H欄)の構成比率を乗じて得た額を記入する。

年度別工種別負担金算定調書(その2)

工種区分	工種別負担 対象事業費 N	負担割合 O	カット対象工種		1/6 カット 額 R	工種別負担金 $S = (N \times O) + R$	負担 控 除 額 (文化財・電柱等) T	負担金 既決定額 U	工種別負担金 決 定 額 V = S - (T + U)	備考
			事業費 P	左の 構成比 Q						
	円	%	円	%	円	円	円	円	円	

(注)

- 1 工種区分は、年度別工種別負担金算定調書(その1)の区分欄の工事費の工種名を記入する。
- 2 工種別負担対象事業費(N欄)は、年度別工種別負担金算定調書(その1)の(M欄)の額を記入する。
なお、総合事業地区等において工種別負担対象事業費を事業区分別又は補助率区分別に分離する必要がある場合は適宜、表を追加する。
- 3 負担割合(O欄)は、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)に定める割合とする。ただし、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和36年法律第112号)の適用を受ける事業について適用される年度については、国費引上げ後の負担割合とする。
- 4 カット対象工種の事業費(P欄)は、(N欄)の工種別事業費のうち特定地域に係る国の嵩上げ負担の縮減措置が行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律(昭和56年法律第93号)に基づく縮減措置(以下「1/6カット額」という。)又は国の補助金等の臨時特例等に関する法律(昭和61年法律第46号)に基づく負担割合の引下げ措置(以下「1割カット額」という。)の対象となる工種の事業費を記入する。
- 5 1/6カット額(R欄)は、特定地域に係る国の嵩上げ負担の縮減措置に係る額であり、1/6カット額に(Q欄)の構成比率を乗じて各工種に配分する。
- 6 負担金控除額(T欄)は、年度別工種別負担金算定調書(その1)の(F欄)の額を記入する。
なお、総合事業地区等において負担金元金控除額を事業区分別又は補助率区分別に分離する必要がある場合は適宜、表を追加する。
- 7 負担金既決定額(U欄)は、1/6カット額又は1割カット額で納付済みの額であり、負担金既決定額に(Q欄)の構成比率を乗じて各工種に配分する。

地方農政局長 あて

都道府県知事名

繰上償還の申出書

一般型国営土地改良事業〇〇地区に係る地元負担金の繰上償還については、下記のとおり納入することを申し出ます。

記

1. 事業名

2. 繰上償還額（単位：円）

元	金
利	子
小	計
消費税相当額	
合	計

3. 納入年月日

4. 差額の支払方法

予納額と事務処理要領第8の（1）により決定された負担金の額との差額について、地方農政局長の定める日を支払期日として繰上償還することを申し出ます。

注）4については、事業完了年度の翌年度の4月1日を支払期日として予納額により繰上償還を行うことを希望しない場合及び差額について地方農政局長の定める日を支払期日として繰上償還を行うことを希望しない場合には、削除する。

区 分	会 計 別													合 計	備 考
	事業実施方式別														
	年 度	%	%	小 計	%	%	小 計	%	%	小 計	%	%	小 計		
	課 税 対 象 事 業 費 (A)														
内 訳	課 税 仕 入 れ (B)														
	課 税 仕 入 れ 以 外 (C)														
	受 益 者 負 担 率 % (D)														
	課 税 対 象 負 担 金 (E)=(A)×(D)														
	課税仕入れの地元負担金 (F)=(B)×(D)														
	〃 税 抜 負 担 金 (G)=(F)×100/103														
	〃 税 額 (H)=(F)× 3/103														
	課税仕入れ以外の負担金 (I)=(E)－(F)														
	建 設 利 息 (J)														
	課税対象負担金合計(K)=(E)＋(J)－(H)														
	納付すべき税総額 (L)=(K)× 0.03														
	課 税 仕 入 税 (H)														
	今 回 納 付 す べ き 税 (M)=(L)－(H)														

作 成 要 領

1. 「国営土地改良事業特別会計の消費税確定申告のための決算額等の報告について」（平成7年5月18日付け7構改A第496号構造改善局長通達）に基づき、負担金算定調書ごと（工種別負担金算定調書を用いる場合も同じ。）を作成する。
2. 年度毎の消費税及び地方消費税率別に整理し、年度小計を記載すること。
3. 区分欄における計算式の計数は該当する消費税及び地方消費税率別に適宜読み替えること。
4. 建設利息の算定＝課税対象負担金／負担金決定額×建設利息